

昭和四十年建設省令第七号

河川法施行規則

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の規定に基づき、並びに河川法及び河川法施行法を実施するため、河川法施行規則を次のように定める。

（樹林帯）

**第一条** 河川法（以下「法」という。）第三条第二項の国土交通省令で定める帶状の樹林は、法第六条第一項第三号の堤外の土地にあるもののはか、次の各号の一に該当する土地にあるものとする。

一 堤防に沿つて設置する帶状の樹林にあつては、堤防の裏法尻からおおむね二十メートル以内の土地にあるもの

二 ダム貯水池に沿つて設置する帶状の樹林にあつては、ダムによつて貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線からおおむね五十メートル以内の土地にあるもの（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

**第一条の二** 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃について、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね千平方キロメートル以上である場合の当該水系

二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、津波、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上あるもの

三 水系の想定はん濫区域内に都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上重要な都市の市街地が存する場合の当該水系

四 広域的な用水対策を実施し、又は国家的に重要な事業が行われる地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系

五 國際的若しくは全国的に高い価値があると認められている自然環境等の優れた状態を維持するため、又は大都市圏における住民の健全な生活環境を確保するため、その整備若しくは保全を行うことが特に必要と認められる

河川環境が相当規模の区域にわたり存する水系

六 二以上の都道府県の区域にわたる水系であつて、関係都府県にわたる治水上若しくは利水又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの

七 その流域が存する都道府県以外の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

八 前各号に掲げるもののほか、洪水等の激甚な災害が発生した水系又は湯水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じてゐる水系であつて、河川管理に高度な技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの

九 前各号に掲載して行うものとする。

（一級河川の指定の公示）

**第一条の三** 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行なうものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設又は工作物

三 平面図

（二級河川の指定の公示）

**第一条の四** 法第五条第三項の公示は、前条各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、都道府県の公報に掲載して行なうものとする。

（河川区域の指定等の公示）

**第二条** 法第六条第四項の公示は、第一條の三各号の一以上により当該河川区域、当該高規格堤防特別区域又は当該樹林帯区域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

（指定区間の指定の基準）

**第二条の二** 法第九条第二項の規定による国土交通大臣の指定区間の指定は、次の各号（第一條の二第八号に該当する水系に属する一級河川に通じて、第一号及び第一号を除く。）のいずれにも該当しない区間にについて行うものとする。

（河川区域の指定等の公示）

**第二条の三** 法第六条第四項の公示は、第一條の三各号の一以上により当該河川区域、当該高規格堤防特別区域又は当該樹林帯区域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

（河川区域の指定等の公示）

**第二条の四** 法第六条第四項の公示は、第一條の三各号の一以上により当該指定区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

**第四条** 法第十一条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を関係都府県の公報に掲載して行なうものとする。

（河川現況台帳の調書の様式）

**第五条** 河川法施行令（以下「令」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

一 河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から、一体として管理する必要がある区間であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 河川のはん濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそ

れのある区間

ロ 水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えるおそれのある貯留、取水等

ハ 水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間

ニ 二以上の都道府県の区域にわたる水系に属する河川の区間であつて、関係都府県にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じてゐる水系であつて、河川管理に高度な技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められる区間

ト 二以上の都道府県の区域にわたる水系に属する河川の区間であつて、関係都府県にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じてゐる水系であつて、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められる区間

一 一級河川に係る河川現況台帳 國土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所又は同法第三十四条第一項に規定する開発建設部（第四十一条において「関係事務所等」という。）

二 一級河川に係る水利台帳 地方整備局又は北海道開発局

三 二級河川に係る河川の台帳 都道府県の規則で定める事務所

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

四 前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設（当該区間に存するものを除く。）が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

三 洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は湯水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じてゐる水系に属する河川の区間であつて、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められる区間

四 前各号の区間の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口まで

の間の区間であつて、前各号の区間と一体として管理することが必要と認められるもの

（指定区間の指定等の公示）

**第三条** 法第九条第四項の公示は、第一條の三各号の一以上により当該指定区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

**第四条** 法第十一条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を関係都府県の公報に掲載して行なうものとする。

（河川現況台帳の調書の様式）

**第五条** 河川法施行令（以下「令」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（水利台帳の調書の様式）

**第六条** 令第六条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二とする。

令第六条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二の二とする。

（河川の台帳の保管）

従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所において保管するものとする。

（第四十一条において「関係事務所等」という。）

一 一級河川に係る河川現況台帳 國土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所又は同法第三十四条第一項に規定する開発建設部（第四十一条において「関係事務所等」という。）

二 一級河川に係る水利台帳 地方整備局又は北海道開発局

三 二級河川に係る河川の台帳 都道府県の規則で定める事務所

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

四 前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設（当該区間に存するものを除く。）が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

三 洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は湯水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じてゐる水系に属する河川の区間であつて、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められる区間

四 前各号の区間の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口まで

の間の区間であつて、前各号の区間と一体として管理することが必要と認められるもの

（指定区間の指定等の公示）

**第三条** 法第九条第四項の公示は、第一條の三各号の一以上により当該指定区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

**第四条** 法第十一条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を関係都府県の公報に掲載して行なうものとする。

（河川現況台帳の調書の様式）

**第五条** 河川法施行令（以下「令」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

一 点検の年月日	二 点検を実施した者の氏名	三 点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）
（市町村長の施行することができる工事）	（市町村長の施行することができる工事）	（市町村長の施行することができる工事）
第七条の三 令第十条の五第六号の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。	第七条の三 令第十条の五第六号の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。	第七条の三 令第十条の五第六号の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。
一 護岸の設置又は改築	一 護岸の設置又は改築	一 護岸の設置又は改築
二 高水敷の整備	二 高水敷の整備	二 高水敷の整備
三 小規模な堰の設置又は改築	三 小規模な堰の設置又は改築	三 小規模な堰の設置又は改築
四 床止めの設置又は改築	四 床止めの設置又は改築	四 床止めの設置又は改築
五 水制の設置又は改築	五 水制の設置又は改築	五 水制の設置又は改築
六 流水の整備又は流水の水質の保全に	六 流水の整備又は流水の水質の保全に	六 流水の整備又は流水の水質の保全に
七 河川の管理のための通路の設置又は改築	七 河川の管理のための通路の設置又は改築	七 河川の管理のための通路の設置又は改築
八 堤防の小段又は側帯（河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）第十四条第三号に規定する第三種側帯に限る。）の整備	八 堤防の小段又は側帯（河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）第十四条第三号に規定する第三種側帯に限る。）の整備	八 堤防の小段又は側帯（河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）第十四条第三号に規定する第三種側帯に限る。）の整備
九 その他河道の整備又は流水の水質の保全に	九 その他河道の整備又は流水の水質の保全に	九 その他河道の整備又は流水の水質の保全に
関する事業に係る河川工事	関する事業に係る河川工事	関する事業に係る河川工事
令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。	令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。	令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。
一 堤防の側帯（河川管理施設等構造令施行規則第十四条第二号に規定する第一種側帯に限る。）の整備	一 堤防の側帯（河川管理施設等構造令施行規則第十四条第二号に規定する第一種側帯に限る。）の整備	一 堤防の側帯（河川管理施設等構造令施行規則第十四条第二号に規定する第一種側帯に限る。）の整備
二 樹林帯の設置	二 樹林帯の設置	二 樹林帯の設置
三 流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するための堤防の新築又は改築	三 流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するための堤防の新築又は改築	三 流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するための堤防の新築又は改築
（市長の施行することができる工事の施行の場所より上流の流域面積の限度）	（市長の施行することができる工事の施行の場所より上流の流域面積の限度）	（市長の施行することができる工事の施行の場所より上流の流域面積の限度）
第七条の四 令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める面積は、おおむね三十平方キロメートルとする。	第七条の四 令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める面積は、おおむね三十平方キロメートルとする。	第七条の四 令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める面積は、おおむね三十平方キロメートルとする。
（市町村長による河川工事等の公示）	（市町村長による河川工事等の公示）	（市町村長による河川工事等の公示）
第七条の五 法第十六条の三第二項の公示は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載して行うものとする。	第七条の五 法第十六条の三第二項の公示は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載して行うものとする。	第七条の五 法第十六条の三第二項の公示は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載して行うものとする。
一 河川の名称及び区間	一 河川の名称及び区間	一 河川の名称及び区間
二 河川工事又は河川の維持の内容	二 河川工事又は河川の維持の内容	二 河川工事又は河川の維持の内容
三 河川工事又は河川の維持の期間（河川工事又は河川の維持を完了したときにつきにあつては、当該完了の日）	三 河川工事又は河川の維持の期間（河川工事又は河川の維持を完了したときにつきにあつては、当該完了の日）	三 河川工事又は河川の維持の期間（河川工事又は河川の維持を完了したときにつきにあつては、当該完了の日）
（国土交通大臣による特定河川工事の公示）	（国土交通大臣による特定河川工事の公示）	（国土交通大臣による特定河川工事の公示）

要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適切な方法によることができる。  
 （国土交通大臣による特定維持の公示）

第七条の七 令第十条の九第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適切な方法によることができる。  
 （他の工作物による河川管理施設の管理の公示）

第八条 法第十七条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行なうものとする。
二 河川の名称
三 河川管理施設の名称又は種類
四 管理を行なう者の氏名及び住所（法人については、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
五 管理の内容
六 管理の期間
二 前項の規定は、令第十条の六第一項の規定により市町村長が河川管理者に代わって行なう法第十七条第二項の公示について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報」とあるのは「市町村の公報」と読み替えるものとする。
（裁決申請書の様式等）
第九条 令第十一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第三とする。
二 裁決申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
（損害賠償の手続等）
第十条 法第二十二条第六項の規定により損害の補償を受けようとする者は、受けようとする損害補償の種類に応じ、それぞれ別記様式第四から第七までによる請求書を河川管理者に提出しなければならない。
二 前項の請求書には、次の各号に掲げる書面による請求書には、次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める図書その他の参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。ただし、同一の事故又は疾病について療養補償又は休業補償を二回以上請求する場合においては、第二回以降の請求書には、第一号イ及びロ又は第二号イ、ハ及びニの書面は、添付することを要しない。

一 療養補償  
 イ 請求者の住民票の謄本  
 ロ 事故又は疾病の発生が業務に従事したことによるものであることを証するに足りる書面

ハ 療養に要した費用（医師又は歯科医師の診療に係る診療費を除く。）の領収書及び明細書  
 ロ に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、これを審査し、補償の可否並びに補償する場合における補償金の額及び支給の方法を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

（流水の占用の許可等の申請）

二 休業補償 イ 前号イ及びロに掲げる書面 ロ 療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつた期間及び日数並びにその期間についての給与との他の業務上の収入を得ことができなかつたことを証するに足りる書面
ハ 療養に要した費用（医師又は歯科医師の診療に係る診療費を除く。）の領収書及び明細書
二 休業補償 イ 前号イ及びロに掲げる書面 ロ 療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつた期間及び日数並びにその期間についての給与との他の業務上の収入を得ることができなかつたことを証するに足りる書面
ハ 療養に要した費用（医師又は歯科医師の診療に係る診療費を除く。）の領収書及び明細書
二 休業補償 イ 前号イ及びロに掲げる書面 ロ 療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつた期間及び日数並びにその期間についての給与との他の業務上の収入を得ことができなかつたことを証するに足りる書面

（水利の使用に関する許可）

二 水利の使用に関する許可 一 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算）

二 水利の使用に関する許可 一 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 史跡、名勝及び天然記念物
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
二 通航
三 治水
四 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用者
五 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

一 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係

法  
計す改新の条  
画る築築ダ第  
工に又ム一  
事閑はの項

付表	計 書 算										別記様式第九に よる工事計画
表 降 水 量	算 積 用 書 計 面	占 用 書 計 容 水 算 量 池	貯 水 算 量 池	背 水 算 量 池	書 計 構 す に 作 は 設 算 造 る 関 物 工 又	施 水 す に 作 は 設 算 理 る 関 物 工 又	施 水 す に 作 は 設 算 理 る 関 物 工 又	書 計 水 す に 作 は 設 算 理 る 関 物 工 又	ダ ム 算 算 理 る 関 定 の	算 算 理 る 関 量 水 算 算 理 る 関 定 の	計 算 理 る 関 量 水 算 算 理 る 関 定 の
日 水 月 量 降 量 降 水											

図面						
一般 面 平	工程 表	画 理 石 削 表 計 處 土	掘 量 表 計 處 土	水 位 表 計 處 土	最高 温 低 温 表 計 處 土	最 高 温 低 温 表 計 處 土
四五法水ム域水イす図地一分五縮し記項の 路の、ダ地集。と形のの万尺た載を事	次			るともす記温低び温高の すのる載を気最及気最	月	する。ともす記量降び

ると参の二位のな主の橋道もめの使水他う物工又施けを影よ用利ハ位物工又施要る関用利他そ施觀よ定の  
べな考他そのも要他そ、のた用利のちの作は設る受響りに使水の作は設な主すに使水の設測るに規

貯 水 面 測 池
ハ位物工又施す設し附事る閑ム他そ捨 置ハ位物工又施す附れびム域水イす図地上一分五縮し記項の も要で作は設る置て帶に工すにダの場土の作は設る属にこ及ダ区溝。と形の以の千尺た載を事

貯 面 総 実 水 図 断 測 池	次 項 き る と 參 の 位 及 番 点 位 置 の 事 べ な 考 他 そ び 号 の 測 の
並水画るお前改又新ム ハ 口 イ 位ム 床低 すのの以の千横以の百縦縮し記項の び位洪計けに築は築のダ のダ 河最。とも上一分五 上、一分二尺た載を事	木 二

貯 面 横 実 水 図 断 測 池	
次 も上一分五縮し記項の のの以の百尺た載を事	ト 離加び離の点 ^ 標及番点 砂定 二 項きると参の 高 面 位 水低ひ位満常位洪計けに築は築に 事べな考他そ 距通及距間測 び号の測 堆推 の最及水時、水画るお後改又新

ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料
ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料	ダムの計画図面に付する関係資料

法第四十四条第一項	外の工事計画又は改築に関する工事計画	のダムによる工事計画の新築物に關する	書を記載した図										
実測面図	位置図	工程表	付表	計画書	算する水位及び流量	計画書	構造する工作物	工作物	計画書	算する水位及び流量	計画書	構造する工作物	工作物

ダムの作成と形の万五分之一を示す図地は、いしをこすはいに作の以はな要とる成てつ物工外堰又

実測横断面図	実測縦断面図	工作物の設置計図	占用する土地の量	位置図	画面に記載した図	その他の工事計画に記載するべき事項	工事費概算書	工作物の計画	却工に關する	工作物の計画	工作物の計画	工作物の計画
ダムの作成と形の万五分之一を示す図地は、いしをこすはいに作の以はな要とる成てつ物工外堰又	ダムの作成と形の万五分之一を示す図地は、いしをこすはいに作の以はな要とる成てつ物工外堰又											

三	法第三十八条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所(法人の氏名)並びに同意をするに至らない事情を記載した書面	四	河川管理者以外の者がその権原に基づき管轄する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	五	水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていたことを示す書面又は受けた見込みに関する見込みが十分であることを示す書面	六	第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面	七	その他参考となるべき事項を記載した図書(流水の占用の登録等の申請)	二	第十一條の二 水利使用に関する法第二十三条の二の登録又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る)の申請は、別記様式第八の(甲)の2)及び(乙)の1の2)による申請書の正本一部及び別表第一の二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、法第二十四条、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の許可の申請が含まれていないときは、第六号から第八号までに掲げる図書は、添付することを要しない。	一	申請者が法第二十三条の四第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面	イ	申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
---	--	---	--	---	---	---	---	---	-----------------------------------	---	---	---	---------------------------------------	---	--

四	当該申請に係る流水の占用に係る発電のための利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者	五	河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地ににおいて工作物の新築等を行いう場合は、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行いうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	六	河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行いうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	七	工作物の新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受けた見込みに関する書面	八	第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面	九	その他参考となるべき事項を記載した図書(登録の抹消)	三	申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者
四	当該申請に係る流水の占用に係る事業の計画の概要	五	河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物の新築、改築又は除却(以下この条及び第十五条において「新築等」という)を伴う水利使用に関する法第二十三条の二の登録の申請にあつては、前条第二項第二号の表に掲げる図書(法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書)	六	河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行いうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	七	工作物の新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受けた見込みに関する書面	八	第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面	九	その他参考となるべき事項を記載した図書(登録の抹消)	三	申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

二の登録を取り消したとき、又は法第二十三条の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。  
(流水の占用の登録を拒否する場合)

通省令で定める場合は、次に掲げる場合とす  
る。

一 令第十四条の二に規定する流水を利用する  
送電のうちこの河川の近くに右記の二十七

発電のためには河川の流水を占用しようとすると、場合において、次に掲げる者の同意を得てい

ない場合

イ  
申請者と当該申請に係る流水の占用に係  
る発電のために利用する流水の占用につい

て法第二十三条の許可を受けた者とが異なる

るときは、当該許可を受けた者

日本語表記の当該日本語は係る発電の費用に係る發電のために利用する令第十四条の二に

規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は

置した者が異なるときは、三説外ノアは堰を設置した者

発電のためは河川の流水を占用しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じ

させる場合

三 申請に係る流水の呂用に係る水利使用に関する必要な法第二十四条は第二十六条第一

項の許可を受ける見込みがない場合

四 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事

項目について虚偽の記載がある場合又は重要な事項の記載が欠けている場合

(登録事項)

省令で定める事項は、登録の番号とする。

(土地の占用の許可の申請)

**第十二条** 法第二十四条の許可（水利使用又は法  
第二十一条第一項の許可を受けること）を要する

工作物の新築若しくは改築に関するものを除

く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙)の2)による申請書の正本二部及び別表第

二に掲げる部数の写しを提出して行うものとす

前項の日書青二よ、次ノ各<sup>ナニ</sup>二題<sup>ダ</sup>の因書<sup>シテ</sup>る。

前項の申請書には次の各号は掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載

## 二縮尺五万分の一の位置図

三 実測平面図

五 面積計算書及び大量図

六 その他参考となるべき事項を記載した図書  
(河川の産出物の採取の許可の申請)

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に關する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可(河川管理者以外の者がその権原に基づき管轄する土地に係るものを除く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の3)による申請書により提出して行なうものとする。

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図

三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に關し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書  
(河川の産出物の指定の公示)

第十四条 令第十五条第二項の指定の公示は、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

(工作物の新築等の許可の申請)

第十五条 工作物の新築等に關する法第二十四条又は第二十六条第一項の許可(水利使用に關するもの又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に關する法第二十四条の許可を除く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の4)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 縱尺五万分の一の位置図

三 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

四 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）

五 工事の実施方法を記載した図書

六 占用する土地の面積計算書及び大量図

七 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

八 新築等に係る行為又は事業に關し、他の行政府の許可、認可その他の处分を受けることを必要とするときは、その处分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した図書（特定樹林帶区域の指定等の公示）

第十五条の二 第二条の規定は、法第二十六条第五項の公示について準用する。

（土地の掘さく等の許可の申請）

第十六条 法第二十七条第一項の許可（水利使用地又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の5）による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 縱尺五万分の一の位置図

三 土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

四 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に當該行為に係る計画地盤面を記載したもの

五 土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあつては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

七 土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した図書（土地の掘削等で許可を要しないもの等の公示）

第十七条 第十四条の規定は、令第十五条の四第一項第三号の指定の公示について準用する。

（土地の掘削等の許可をしてはならない区域の公示）

第二条の規定は、令第十五条の四第一項第三号の指定の公示について準用する。

第十八条 第二条の規定は、法第二十七条第五項の公示について準用する。

（水門の指定等の公示）

第十八条の二 令第十六条の二第一項の水門の指定の公示は、国土交通大臣にあつては官報及び国土交通省のウェブサイトに、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報及びウェブサイトに掲載するほか、当該指定に係る水門又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

前項の規定は、令第十六条の二第一項の舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度の指定の公示について準用する。

三 令第十六条の二第三項の水域の指定の公示は、第一条の三各号の一以上により当該水域を明示して、国土交通大臣にあつては官報及び国土交通省のウェブサイトに、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報及びウェブサイトに掲載するほか、当該指定に係る水域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

四 第一条の規定は、令第十六条の二第三項の河川管理者が指定した水域の通航方法の指定の公示について準用する。

五 令第十六条の二第三項の閘門の通航方法の指定の公示は、国土交通大臣にあつては国土交通





二 前号の実技試験については、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われるものであること。

三 次のいずれかに該当する者五名以上によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 管理主任技術者となつた経験を有する者ロ 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学において土木工学、電気工学若しくは機械工学に属する科目的教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれら

の職にあつた者又は土木工学、電気工学若しくは機械工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者ハ 国の職員又は職員であつた者で、河川、

水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の整備、利用、保全その他の管理に関する専門的知識を有する者

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

四 法第五十条第一項のダムを設置する者（以下この号及び第二十七条の十九第一項第四号において「ダム設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ダム設置者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいいう。第二十七条の十九第一項第四号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占めるダム設置者の役員又は職員（過去二年間に当該ダム設置者の役員又は職員であつた者を含む。以下この号及び第二十七条の十九第一項第四号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）がダム設置者の役員又は職員であること。

一 登録年月日及び登録番号  
二 登録試験を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

### 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地

#### 四 登録試験の名称

五 登録試験事務を開始する年月日

#### 六 登録試験事務の実施に係る義務

第二十七条の六 第二十七条の二第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

#### 七 登録試験事務の実施に係る義務

第二十七条の七 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる方法により、同表の下欄に掲げる時間を標準として登録試験を行うこと。

二 次の表の上欄に掲げる科目について、それ

ぞれ同表の中欄に掲げる方法により、同表の下欄に掲げる時間を標準として登録試験を行うこと。

三 登録試験の受験の申込みに関する事項

四 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施の方法に関する事項

六 試験委員の選任及び解任に関する事項

七 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

八 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項

九 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 第二十七条の十五第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録試験事務の実施に関し必要な措置を講じること。

五 登録試験の問題及び当該登録試験の実施に係る必要な事項を公示すること。

三 登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合否基準を公表すること。

五 登録試験に合格した者に対し、別記様式第十五号の二による合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を交付すること。

二 登録試験事務の休廃止（登録試験事務の変更の届出）

第二十七条の八 登録試験実施機関は、第二十七号から第五号までに掲げる事

項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 六 登録試験事務規程

第二十七条の九 登録試験実施機関は、次に掲げた登録試験事務に関する規程を定め、登録試験事務の開始前に国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施の方法に関する事項

四 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施の方法に関する事項

六 試験委員の選任及び解任に関する事項

七 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

八 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項

九 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 第二十七条の十五第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録試験事務の実施に関し必要な措置を講じること。

五 登録試験事務の休廃止（登録試験事務の変更の届出）

第二十七条の十 登録試験実施機関は、登録試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合は、その期間

三 休止又は廃止の理由

四 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合否基準を公表すること。

五 登録試験に合格した者に対し、別記様式第十五号の二による合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を交付すること。

二 登録試験事務の休廃止（登録試験事務の変更の届出）

第二十七条の十一 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目

録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

登録試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲り受けの請求

二 前号の書面の譲り受けの請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は譲り受けの請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録試験実施機関が定めるものにより提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

五 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

六 記録したものの交付する方法

七 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

八 ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法に接続した電子情報回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報回線を使用する方法であつて、当該電子情報回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたフロッピーディスク等に記録されるもの

九 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができる物（以下「磁気ディスク等」といふ。）をもつて調製するフロッピーディスク等に情報を記録したものを交付する方法

十 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十一 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十二 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十三 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十四 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十五 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十六 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十七 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十八 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

十九 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十一 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十二 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十三 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十四 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十五 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十六 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十七 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十八 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

二十九 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十一 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十二 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十三 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十四 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三十五 前号第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

なくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(改善命令)

**第二十七条の十三** 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十七条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験事務を行うべきことは又は登録試験事務の方法その他の業務の方の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(登録の取消し等)

**第二十七条の十四** 國土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいづれかに該当するときは、当該登録試験実施機関が行う登録試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
二 第二十七条の八から第二十七条の十まで、第二十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。  
三 正當な理由がないのに第二十七条の十一第一項各号の規定による請求を拒んだとき。  
四 前二条の規定による命令に違反したとき。  
五 第二十七条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第二十七条の十五** 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。  
(帳簿の記載等)  
一 試験年月日  
二 試験地  
三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別  
四 合格年月日

3 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項に規定する帳簿への記載に代えることができる。  
登録試験実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のフア)を

イル又は磁気ディスク等を含む。)を、登録試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。  
登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。  
一 登録試験の受験申込書及び添付書類  
二 終了した登録試験の問題及び答案用紙  
(報告の徴収)

**第二十七条の十六** 國土交通大臣は、登録試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、登録試験実施機関に対し、登録試験事務の状況に關し必要な報告を求めることができる。  
(公示)

**第二十七条の十七** 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。  
一 第二十七条の二第一号の登録をしたとき。  
二 第二十七条の八の規定による届出があつたとき。  
三 第二十七条の十の規定による届出があつたとき。  
四 第二十七条の十四の規定により第二十七条の二第一号の登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。  
(研修の登録の申請)

**第二十七条の十八** 第二十七条の二第二号の登録は、登録研修の実施に関する事務(以下「登録研修事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。  
第二十七条の二第二号の登録を受けようとする者(以下この条及び次条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第二十七条の二第二号の登録を受けようとする者は、登録研修の実施に関する事務(以下「登録研修事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。  
二 第二十七条の二第二号の登録を受けようとする者は、登録申請者が株式会社である場合にあつては、ダム設置者がその親法人であること。  
三 第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当するものでないこと。  
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ダム設置者がその親法人であること。  
ロ 登録申請者の役員に占めるダム設置者の役員又は職員であること。  
四 ダム設置者の割合が二分の一を超えていること。  
ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)がダム設置者の役員又は職員であること。  
二 登録研修事務を行おうとする事務所の名称及び所在地  
三 登録を受けようとする研修の名称  
四 登録研修事務を開始しようとする年月日  
五 講師の氏名、略歴及び担当する科目(第二十七条の二十第一号の表上欄に掲げる科目をいう。)  
六 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項に規定する帳簿への記載に代えることができる。  
登録試験実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のフア)をなければならぬ。  
(前項の規定による記録が行われた同項のフア)

一 個人である場合においては、次に掲げる書類  
イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面  
ロ 登録申請者の略歴を記載した書類  
二 法人である場合においては、次に掲げる書類  
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書  
ロ 株主名簿又は社員名簿の写し  
ハ 申請に係る意思の決定を証する書類  
二二 役員の氏名及び略歴を記載した書類  
二二 講師が第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者であることを証する書類  
二二 登録申請者が第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四各号のいづれにも該当しない者であることを誓約する書面  
二二 その他参考となる事項を記載した書類  
(登録要件等)

**第二十七条の十九** 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。  
一 次条第一号の表の上欄に掲げる科目について学科研修及び実技研修が行われるものであること。  
二 前号の実技研修については、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われるものであること。  
三 第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者が講師として登録研修事務に從事するものであること。  
四 ダム設置者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。  
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ダム設置者がその親法人であること。  
ロ 登録申請者の役員に占めるダム設置者の役員又は職員であること。  
二 登録研修を実施する日時、場所その他の研修の実施に關し必要な事項を公示すること。  
三 第二一号の表の上欄に掲げる科目に応じ、教本等必要な教材を用いること。  
四 不正な受講を防止するための措置を講じること。

科目	ダムに関する法律制度に 関する事項	ダム及びその附帯施設並 びにダムを操作するため必要 な機械器具等	ダム貯水池における水質 汚濁、地すべり、堆砂 等に対する対策に関する事項	ダムを操作するため必要 な気象及び水象に関する情報 の収集及び解析	ダム修復等に対する対策に関する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項
二	ダムに関する法律制度に 関する事項	ダム及びその附帯施設並 びにダムを操作するため必要 な機械器具等	ダム貯水池における水質 汚濁、地すべり、堆砂 等に対する対策に関する事項	ダムを操作するため必要 な気象及び水象に関する情報 の収集及び解析	ダム修復等に対する対策に関する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項
三	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項
四	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項
五	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項	ダム修復等に対する事項

**第二十七条の二十** 登録研修事務を開始する年月日  
(登録研修事務の実施に係る義務)  
四 登録研修事務を開始する年月日  
五 登録研修事務を開始する年月日  
六 登録研修を修了した者に対し、別記様式第十五号の三による修了証明書(以下単に「修了証明書」という。)を交付すること。  
(準用)

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の十二 第二十七条 第二十七条の十九  
条の五 第一項

四 第二十七条の二第一号に規定する者にあつては、合格証明書

一項第一号から第三号までの規定による許可の申請について、第十六条の規定は土地の掘削、

五 第二十七条の二第二号に規定する者においては、修了証明書

切土又は盛土その他土地の形状を変更する行為に  
関する法第五十八条の四第一項第一号又は第  
三号の規定による許可（工作物の新築、改築又  
は除却に関するものを除く。）の申請について  
準用する。

二号、第二十七条条の十四 の十七第四号	二項	二十七 条の六 第 三 条	一において準用す る第二十七条の十 四
二号、第二十七条条の十八、 十九	第二十七 条の六 第 三 条	二十七 条の十八、 十九	一において準用す る第二十七条の十 四
二号、第二十七 条の八	二十七 条の六 第 三 条	二十七 条の十四 第二号、第二十七 条の八	一号 第一号
二号、第二十七 条の八	二十七 条の六 第 三 条	二十七 条の二十四 第二号、第二十七 条の八	二号 第一号

の申請は別記様式第十六の二による申請書を提出して行うものとする。

2  
法第五十八条の四第一項第三号の規定による  
許可（工作物の新築、改築若しくは除却又は土  
地の掘削、切土若しくは盛土その他土地の形狀を  
変更する行為に関するものを除く。）の申請は、  
別記様式第八の（甲）及び（乙の9）によ  
る申請書の正本一部又は川表第二に掲げる部  
分

第二十七条の八		及び第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四	第二十七条の十四第三号
第二十七条の五第二項第二号	第二十七条の十九	用する第二十七条の四	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十一
第二十七条の十四第四号	第二十七条の十四	第二項各号	第二十七第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十
第二十七条の二	第二十七条の二	一第二項各号	第二十七第二十七条の二十

**第三十条** 第十五条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について、第十六条の規定は法第五十五条第一項第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するもの）の申請について準用する。

申請書の上部及び別表第一に記載する旨  
の写しを提出して行うものとする。  
前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。  
一 土石等の物件の集積に係る事業の計画の概要を記載した図書

第二十七條の九第一号	二項第一号	第四号
二号、第二十七條	二項第二	第五号
の十五第一項第二	二項第一	第六号
試験地	二項第一	第七号
研修地	二項第一	第八号
第五号	二項第一	第九号
第二十七條の十四	二項第一	第十号
条の十六	二又は前条	第十一号
る第二十七條の十	二又は前条	第十二号

(河川保全区域における行為で許可を要しないもの等の公示)

三二 縮尺五万分の一の位置図  
三 土石等の物件の集積に係る土地の実測平面図  
四 土石等の物件の集積に係る土地の面積計算書  
五 可川音理者以外の者並びにその雇工による

四号	第二十七条の九第 第二十七条の九第	三号	第二十七条の九第 受験
	料受 受講手 受講料		受 講
第一項第三号	第二十七条の十五 第二十七条の十五	第一項第一号	第二十七条の十五 試験年月研修年月日
	受 受験番 号	日	
	受 受験者の 受講者の受 講番号		六

第三十一条 第二項の規定に依る第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について、第十五条规定の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十七条第一項第一号又は第十六号の規定に準用する。

五 沢ノ管理人以外の者が石の荷廻に基づて管理する土地において土石等の物件の集積を行ふ場合にあつては、当該土石等の物件の集積を行うことについて申請者が権原を有する」と又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

六号	第二十七條の九第試験委員	六号
第二十七條の九第問題	教材	講師
七号及び第八号		
第二十七條の九第合否判定	修了認定	
第一項第四号	第一項第四号	第一項第四号
第二十七條の十五	受験申込	第二十七條の十五
第四項第一号	日	第一項第四号
第二十七條の十五 問題及格才	受講申込書	第二十七條の十五

条の規定は法第五十七条第一項第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するもの（河川立体区域の指定等の公示）を除く。）の申請について準用する。

六 土石等の物件の集積に係る行為又は事業を関し、他の行政府の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七 その也参考となるべき事項を記載した図書

第二十七條の九第合 格基準	八号	第二十七條の九第合 格基準	第二十七條の十五問題及 て教科書
第二十七條の九第 合 格 証 明	九号	第二十七條の九第 修了証明書	修了認定基準
書	不正受験者	不正受講者	第四項第二号
（管理主任技術者に 関する届出事項等）	第三号	第二十七條の十七 条の十	第二十七條の二十 一において準用す る第二十七條の十

二 一定の地物、施設又は工作物  
一 市町村、大字、字、小字及び地番並びに  
標高

**第三十三條の五** 第十四条の規定は、令第三十五条の二第一項の指定の公示について準用する。  
(河川予定立体区域の指定等の公示)

三 平面図、縦断面図及び横断面図  
(河川保全立体区域の指定等の公示)  
**第三十三条の三** 前条の規定は、法第五十八条の  
三第四項の公示について準用する。  
(河川保全立体区域における行為の許可の申請に  
關する規定は、第十五条の規定は、工作物の新  
設等の行為に適用する。)

**第三十三条の六** 第三十三条の二の規定は、法第五十八条の五第三項の公示について準用する。  
**第三十三条の七** 第十五条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十八条の六第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について準用する。

### 三二　氏名及び住所 学歴及び職歴

第三二三条の四 第二五条の規定は「作物の新築、改築又は除却に関する法第五十八条の四第

是つては第二号の規定によると、本語句の日本語による翻訳にて、第十六条の規定は法第五十八条の六第一項

第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するものを除く。）の申請について準用する。（河川協力団体として指定することができる法人に準する團体）

**第三十三条の八** 法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとする。

（河川協力団体の指定）

**第三十三条の九** 法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十八条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為）

**第三十三条の十** 法第五十八条の十三の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間ににおいて行うものに限る。）とする。

一 法第二十条の規定による承認 河川環境整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流木の浄化施設の設置その他河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持

二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用

三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条规定する河川の産出物の採取

四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築

五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

六 法第三十四条第一項の規定による承認 第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二

2 号又は第三号に定める行為に係るものに限りる。）に基づく権利の譲渡

2 令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間ににおいて行うものに限る。）とする。

（競争入札における掲示事項）

**第三十三条の十一** 令第三十九条の六第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他河川管理者が必要と認める事項

（工作物の返還に係る受領書の様式）

**第三十三条の十三** 令第三十九条の七の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六の四とする。

（証明書の様式）

**第三十四条** 第三条の規定は、令第四十条第三項（令第四十一条第三項において準用する場合を含む。）の公示について準用する。

**第三十五条** 法第七十七条第三項の証明書（國の職員が携帯するもの）を除く。以下この条において同じ。の様式は、別記様式第十七とする。

2 法第七十八条第二項の証明書の様式は、別記様式第十八とする。

3 法第八十九条第五項の証明書の様式は、別記様式第十九とする。

（地下に設ける河川管理施設で国土交通大臣の認可等を要するもの）

**第三十五条の二** 令第四十五条第一号ロの国土交通省令で定める地下に設ける河川管理施設は、（許可を受けたものとみなされる者の届出書の様式等）

（競争入札における掲示事項）

**第三十七条の二** 令第五十三条第一項第二号の国土交通省令で定める特定水利使用は、次に掲げるものとする。

一 二以上の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであつて、一体的に行われるものとする。

二 一の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであつて、当該地方整備局の管轄区域外の地域における水の需要に対応するもの

三 国又は国の行政機関とみなされて法第九十五条の規定が準用される法人が行うもの（法第二十二条の二の登録の対象となる流水の占用に係るもの）

四 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百七号）第四条第一項に規定する水資源開發基本計画に基づく事業を実施する者が行うもの

（流水の占用のための工作物の改築で国土交通大臣の許可を要するもの）

**第三十七条の三** 令第五十三条第二項第三号の国土交通省令で定める流水の占用のための工作物の改築は、次の各号に掲げるものとする。

一 ダム又は堰の改築で当該ダム又は堰の安定

（流水の占用のための工作物の改築で国土交通大臣の許可を要するもの）

二 ダム又は堰の改築で当該ダム又は堰の安定に影響を及ぼすものの

三 取水量の増加をもたらす取水口の改築

（操作規程に関する行為で国土交通大臣の承認を要するもの等）

**第三十七条の四** 令第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項前段の規定により操作規程を定めること。

（一 法第四十七条第一項後段又は第四項の規定により操作規程を変更すること（流水の貯留又は放流の方法に関する事項に係るものに限る。）。）

（二 令第十九条の二の国土交通大臣にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行なうものとする。）

（三 土地の名称

（四 废川敷地等が生じた年月日

（五 废川敷地等の位置

（六 废川敷地等の種類及び数量

（七 令附則第七条第一項の申請は、公示の日から三月以内に行なうべき旨の教示

（八 特定水利使用で国土交通大臣の許可を要するもの）

（九）（競争入札における掲示事項）

**第三十七条の五** 令第五十三条第三項第四号の国土交通省令で定める河川整備基本方針は、次に掲げる水系に属する河川について定められたものとする。

一 水系に属する河川の流域面積の合計がおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系

二 水系の想定はん濫区域内の人口がおおむね一万人以上である場合の当該水系

三 ダム、放水路その他の計画高水流量を低減する施設又は流水の正常な機能を維持するため流量を調節する施設に関する工事を実施すべき河川の属する水系

四 激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するために施行する改良工事を実施すべき河川の属する水系

（河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けうることができる者の要件）

**第三十七条の六** 法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行つている一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、法第九十九条第一項に規定する技術的な基礎を有するものであることとする。

（準用河川の指定の公示）

**第三十八条** 令第五十五条第二項の公示は、第一条の三各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して行うものとする。

（この省令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行ふ場合への準用）

**第三十八条の二** 第二条、第三条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三項及び第五項、第二十三条规定の第一項、第三十三条の二、第三十七条、別表第一、別表第一の二、別表第二並びに別表第三の規定は、法第九条第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる（操作規程に関する行為で国土交通大臣の承認を要するもの等）

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定									
第三条 第二条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三項及び第五項、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条									
第三条 第二条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三項及び第五項、第三十三条の二、第三十七条									
官報	指定区間	第四項 第九条第一項 第十条第三項に おいて準用する法第九条第四項 指定した区間	第一都道府県 指定都市の 都道府県知事が	句 られる字句 読み替える字句 読み替える字句	別表第一 別表の第一の二、別表第二、別表第三 （この省令の規定の指定都市の長が二級河川の 管理を行う場合への準用）	都道府県の規則 都道府県指定都市の規則 都道府県指定都市の規則	指定区间 た区間	第四項 国土交通大臣が指定し 准用する同条第四項	第九条第六項において の規定 第九条第六項において の規定 第九条第六項において の規定
七条	第三条	第一条、第八条第一項、第十四条、第二十二条 十三条第一項、第三十条の二、第三十一条 十三条の二、第三十二条	第一都道府県 指定都市の 都道府県知事が	読み替える規定 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三十八条の三 第三条、第三条、第四条、第七 条第三号、第八条第一項、第十四条、第二十二 条第一項、第三十三条の二、第三十七条、別表 第一、別表第一の二、別表第二及び別表第三の 規定は、法第十条第二項の規定により指定都市 の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定 下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	都道府県の規則 都道府県指定都市の規則 都道府県指定都市の規則	指定区间 た区間	第四項 国土交通大臣が指定し 准用する同条第四項	第九条第六項において の規定 第九条第六項において の規定 第九条第六項において の規定

読み替える規定	読み替える規定	読み替える規定
句 られる字句	読み替える字句	読み替える字句

第四条		関係都府県	
第四条第二号		市及び都道府県	
第七条第三号、別表第一の二、別表第一		指定都市	
別表第一	都道府県	県事	都道府県知事
別表第三	の規則	都道府県	は都道府県知事

しくは第十六条の八第一項の規定による許可又は法第二十三条の二の登録を受けて一の行為を行おうとする場合において、該当行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請者は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(許可申請書の添付図書の省略等)

対してなすべき許可、登録、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十九条第三項の規定により沖縄県知事に代わって権限を行う国土交通大臣に対してなすべきものと含む。）は、関係事務所等又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項に規定する沖縄総合事務局の事務所の長を経由してしなければならない。

（可り）支用等に關する名義の手続

(河川の保全等に関する規則の手続) 第四十二条 法第九十五条又は令第十六条の十一第一項に規定する協議は、許可、登録又は承認の手続の例により行わなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。  
(内務省令及び建設省令の廃止)

第二条 次の各号に掲げる内務省令及び建設省令は、廃止する。

- 一 河川法等に依る告示方法（明治三十二年内務省令第十三号）
- 二 通航料徴収規程（明治三十三年内務省令第二十八号）
- 三 開門通航規程（大正四年内務省令第一号）
- 四 河川台帳ニ関スル細則（大正十年内務省令第二十九号）
- 五 河川堰堤規則（昭和十年内務省令第三十六号）
- 六 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和二十六年建設省令第二十一号）
- 七 河川法第四条第二項の規定に基く共同施設に関する省令（昭和二十九年建設省令第十一号）
- 八 河川行政監督令第四条の規定に基く省令（昭和三十二年建設省令第十七号）

第三条 令附則第八条第二項の建設省令で定める様式は、別記様式第二十とする。  
(許可を受けたものとみなされる者の届出書の様式等)

数の写しを提出するものとする。

附 則（昭和四五年七月一日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年九月一〇日建設省令第二三号）

2	この省令は、河川法施行令の一部を改正する政令の施行の日（昭和四十五年十一月七日）から施行する。
2	改正後の第十八条の七の規定は、河川法施行令の一部を改正する政令附則第三項の規定による届出について準用する。
附 則（昭和四五年一〇月二九日建設省令第二五号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年五月一七日建設省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年一月二七日建設省令第三〇号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年三月一五日建設省令第五号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五七年九月一九日建設省令第一三号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五七年十月一日から施行する。昭和五九年六月三〇日建設省令第一三号）	この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和五九年七月一日から施行する。昭和五十九年七月一日から施行する。昭和六〇年一〇月一二日建設省令第一二号）	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。
附 則（昭和六一年一〇月一九日建設省令第二二号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六二年一月二八日建設省令第一八号）抄	この省令は、昭和六一年一〇月一九日建設省令第二二号）
附 則（昭和六二年一月二八日建設省令第一八号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六二年三月二七日建設省令第一四号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年一月一日建設省令第二一号）	この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十一号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。
附 則（平成二年一月三一日建設省令第一〇号）	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成五年三月三〇日建設省令第三号）	この省令は、平成五年四月一日から施行する。
附 則（平成六年一月二三日建設省令第四号）抄	この省令は、平成五年四月一日から施行する。
附 則（平成六年六月二〇日国土交通省令第二六号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年六月二〇日国土交通省令第二九号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年三月二八日国土交通省令第二八号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年九月三〇日国土交通省令第九七号）	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則（平成一五年九月二八日国土交通省令第二二号）	この省令は、平成十五年十月二日から施行する。
附 則（平成一五年九月二八日国土交通省令第二二号）	この省令は、平成十五年十月二日から施行する。
附 則（平成一六年三月一五日国土交通省令第一五号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年五月二七日国土交通省令第六七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄	この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五九号）抄	この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則（平成一七年五月二七日国土交通省令第一二号）	この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一七年四月二六日建設省令第一四号）抄	この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一七年五月二七日国土交通省令第一二号）	この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄	この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五九号）抄	この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則（平成一七年五月二七日国土交通省令第一二号）	この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年六月一日）から施行する。
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄	この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成十九年三月三〇日国土交通省令第二六号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行す

## (助教授の在職に関する経過措置)

この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前

准教授としての在職は、  
における助教授としての在職は、  
の在職とみなす。

## 八 河川法施行規則第二十七条の五 一から七まで 略

附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行

の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正  
**令第五九号**

する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則（平成二五年一二月一日国土交  
通省令第九八号）

**第一条** この省令は、水防法及び河川法の一部を  
(施行期日)

改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条

中河川法施行規則第十八条の五の次に一条を加える改正規定は、平成二十六年四月一日から施

行する。  
(経過措置)

**二二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。  
令第ハ〇号)

**第一条** (施行期日)  
この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二九年六月一四日国土交通省令 第三六号)  
この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日国土交通省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和二年二月二八日国土交通省令第九号)  
この省令は、医療法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕て使用することができる。

**附 則** (令和三年七月一四日国土交通省令第四八号)  
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

**附 則** (令和四年三月三一日国土交通省令第三九号)  
この省令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

区分	二級河川	一級河川	二級河川に係るもの		二級河川に係るもの の指定区間内の一級河川及び 二級河川に係るもの	二級河川に係るもの の指定区間外の一級河川に係 るもの	二級河川に係るもの の指定区間外の一級河川に係 るもの
			一部	一部			
一部	二部	二部	一部	一部	都道府県の 規則で定め る部数	都道府県の 規則で定め る部数	都道府県の 規則で定め る部数

請填寫式樣第一									
請用黑色或藍色墨水印字									
本品名		本品規定期日				本品指定的零售處			
零售處 番號	間	時	分	秒	年	月	日	時	分
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
請勿過度使用									

2. 用語は、本条のものとすること。  
2-1 二級河川又は第三級河川については、「水系指定年月日」及び「水系指定令命令番号」の欄に、記載しないこと。  
3. 河川法施行法第2条の規定により二級河川となつた河川については、「河川指定年月日」及び「公示番号」の欄に記載しないものとし、「検査」の欄に河川法施行法第2条第1項第1号の規定による告示の年月日及び公示番号を記載すること。  
4. 昭和47年1月1日以後に指定された二級河川については、「公示番号」の欄には、改令番号を記載すること。

- 1 阪紙は、上のものとすること。
- 2 阪川に施行する法律の規定により幾ヶ河川となつた河川については、「阪川」の欄に「指定年月日」と及び、「公示番号」の欄に記載しないものとし、同様に「堺川」の欄に旧河川に施行する法律第1条を除くに第2条又は旧河川法準用第1条の規定による作付の年月日及び番号を記すこと。
- 3 特別指定区間内へ堺川又は阪川について、これらに関する事項を「指定区間」の欄に記すること。
- 4 昭和40年6月1日以前に新設された一級河川については、「堺川」の欄に「公示番号」の欄に、「改修番号」を記すこと。

備考  
1 用紙は、上質のものとする。

備考  
1 用紙は、上質のものとする。

河川規則分類統計表(西72)					
河川名		河川名		河川番号	
河川名 別名 支川 番号	流域の概要	河川名 別名 支川 番号	流域の概要	河川番号	流域の概要
(西)		(西)			
(東)		(東)			
(北)		(北)			
(南)		(南)			
調査年月日				( )	

岡川便次公報調査(西1/2)					
地名	河川名	治水番号	区域の概要	河川	水系
月日	年月日	年月日		年月日	年月日
西					
東					
北					
南					
湖					
調査年月日					

河川水質監測表(内)②			
水系名	河川名	測定番号	
測定用 河川名	測定用 河川名	測定用 河川名	測定用 河川名
西			
北			
東			
南			
北			
東			
西			
南			
測定日付		( )	

区间規定期報調査表(四/四)					
地名		河川名		治水番号	
河川番号	河川名	河川の種別	河川番号	河川名	河川の種別
1			2		
3			4		
5			6		
7			8		
調査年月日				( )	

河川曳致山標識表(内)2372

地名	河川名	固有番号
西	区域の概要	西
北		北
東		東
南		南
調査年月日		( )

河川曳致山標識表(内)2373

地名	河川名	固有番号
西	区域の概要	西
北		北
東		東
南		南
調査年月日		( )

河川曳致山標識表(内)2374

地名	河川名	固有番号
西	区域の概要	西
北		北
東		東
南		南
調査年月日		( )

河川曳致山標識表(内)2375

地名	河川名	固有番号
西	区域の概要	西
北		北
東		東
南		南
調査年月日		( )

用印(捺印)欄		提出年月日		( )	
氏名	性別	年	月	日	
姓					
名					
性別					
年齢					
区域					
概要					
提出者					
提出者					

問川規制公報調査表(年次)		規制	
基、本		問川、本	
		規制番号	
規 制 基 本 要 素	許可事項 の範囲 三者	規制 基準 規制 の範 囲及 び方 式	許可 期間 規制 の範 囲及 び方 式
	問 川 規 制 基 本 要 素		
規制年次区分			

1) 例題：「まつばや」のロゴマークは、どうなっていますか？

2) 関西電力の「おもてなし電力」のロゴマークは、何を意味するロゴマークですか？

3) パナソニックの「パナソニック」のロゴマークは、何を意味するロゴマークですか？

4) トヨタ自動車の「トヨタ」のロゴマークは、何を意味するロゴマークですか？

5) 例題：「横浜銀行」のロゴマークは、どうなっていますか？

6) 例題：「東京電力」のロゴマークは、どうなっていますか？

7) 例題：「東京ガス」のロゴマークは、どうなっていますか？

8) 例題：「東京モータース」のロゴマークは、どうなっていますか？

9) 例題：「東京新聞」のロゴマークは、どうなっていますか？

10) 例題：「東京海上日動火災保険」のロゴマークは、どうなっていますか？

11) 例題：「東京建物」のロゴマークは、どうなっていますか？

12) 例題：「東京電機大学」のロゴマークは、どうなっていますか？

13) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

14) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

15) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

16) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

17) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

18) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

19) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

20) 例題：「東京ガスホールディングス」のロゴマークは、どうなっていますか？

(2) 当該許可又は登録に關し、法第31条第1項若しくは第2項(法第55条第2項、第57条第3項、第58条第4項又は第59条、第60条の3又は第61条に於て規定する場合を除き、以下「規定」といふ)第14条第1項の規定による登録の申請がなされたとき、又は「審査」の際にその登録の申請による登録の登録がなされたとき、「審査」の際にその登録を記載する。

(3) 法第46条又は同法施行後第20条第4項の規定により登録の許可又は登録に付された登録がなされたものについては、「許可の年月日及び番号」の欄に記載しないものとし、「摘要」の欄にその旨を記載すること。

(4) 水利権用に係るものについても、同様に「摘要」の欄に記載する。但し、水利用権第2次の台帳帳簿(「台帳」)及び別紙第4の二つ水利用権登録書式を記載すること。

登録記入二 表(1)		本 和 卷 検 調 書 (甲)		
		書名	卷	参考用
調査(甲)番号		調査(乙)番号	巡回番号	
書名		目的		
許可を受け る者		氏 名	姓 名	他 欄
巡回使用の 場所				
監水		監水等		
調査年月日				

主要的工作 内容	目标与计划	措施与能力	完成情况
沟通协调	客户关系管理	内部协调	外部协调
时间安排	日程安排	会议安排	出差安排
费用预算	差旅费	餐饮费	住宿费
其他			
调整与改进			

別記様式第一二





備考

- 1 用紙は、日本農業標準A4の寸法のものとすること。
- 2 読者名は、申請書に記載しないこと。該当欄に「レ印」を付け、「男・女」及び「前」については、該当欄に「レ印」を付けてること。
- 3 「第1項」の箇所には、契約条件を記載すること。
- 4 「登録者・同の親権者」は、同一住所についての複数回数を記載すること。
- 5 「その他の被審査者」の欄には、飲食料を販売しない場合の食事料、療養に必要な治療用薬料等の名称、種類及び回数を記載すること。

備考

- 用紙は、日本産業規格JISの寸法のものとすること。
- 被写者は、赤印の欄は不記入のこと。該欄に印にレ印を付け、「男・女」及び「前」についても、該当するものを〇で記入すること。
- 「被写」の欄には、該当するものを〇で記入すること。
- 「既往障害とその程度」の欄は、新たに既往の障害の程度を加重した場合に記載するものとすること。
- 「障害状況の詳細」の欄に記載されないときは、適宜別紙に記載すること。

備考

- 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
- 請求書は、用紙面には記載しないこと。該当する項目に□を付け、「男・女」と及び「既婚」については、該当するものを○で囲むこと。「遺族」と「親族」については、必要に応じて○で囲むこと。
- 「第○」の箇所には、被扶養条文を記載すること。
- 連携扶養の請求者と連携扶養の請求者が異なる場合には、各別に請求書を作成すること。

別紙様式八 (2)	許可申請書	年月日
被許可者		
申請者住所	ふりがな 氏名	
郵便のとおり	河川法規	各
	河川法施行令等	各
の許可を申請します。		

備考  
1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 第39条の規定により許可の申請を同時に行なうときは、「第 条」の箇所に根拠条文すべて記載すること。

登録(及び許可)申請者	
会社 年 月 日	
段	
申請者 住 所	
ふりがな	
氏 名	
別紙のとおり両社(登録(及び許可)申請書)を申請します。	

**備考**  
1 申請者が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 第30条の規定により許可の申請を同時にを行うときは、「第一項」の箇所に規制条文をすべて記載すること。

GのD	
（水利使用）	
1 収穫の名前	
2 水利使用の目的	
3 取扱い方法又は取扱いの位置	
4 取扱い量	
5 取扱い法	
6 工作物又は品目の用法	
EのF	
（工作物の種類 又は工場の種類）	
1 土地の大きさ等	
FのG	
（工作物の種類 又は工場の種類）	
1 土地の面積	
2 土地の所	
3 土地の地理	
4 土地の質	
GのH	
（水利使用の範囲）	

表2-1(2)

1 河川の名称
2 河川の目的及び機能
3 地質水利用許可を受けた者等
4 取水口、放水口は既存の位置
5 取水等
6 土地利用の範囲
7 土地の面積
8 工作物及び地盤の占用
9 土地の占有者等
10 種類
11 地点
12 土地の面積
13 種類

備考  
 1 「(認定水利用許可を受けた者等)」については、地質に係る流水の占用に係る施設等の許可を受ける場合に、認定する流水に関する事項について記載すること。  
 イ 法認定水  
 ① 認定水の占用の許可を受けた者の氏名及び住所(法人については、その名前及び住所)  
 ② 全河川IDの記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称  
 ③ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称  
 ④ 取水口及び地盤の占用の位置、放水口等の位置を明確に記載すること。  
 ⑤ 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ⑥ 取水口及び地盤の占用の位置、放水口等の位置を明確に記載すること。  
 ⑦ 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ⑧ 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ⑨ 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ⑩ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。  
 ⑪ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。  
 ⑫ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。  
 ⑬ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。  
 ⑭ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。  
 ⑮ 「(認定水の占用の許可を受けた者等)」の記載する流水の認定されたダム又は橋の位置及び名称に記載すること。

土地に付帯する樹木、灌木等は整頓のために木の枝を除く。及び竹木に被植えられた樹木等は伐採して記載すること。  
 (2) 「樹木」の欄には、株式量、株式面積等を記載すること。  
 ① 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ② 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 ③ 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。

表2-2

1 土地の名称
2 土地の目的及び機能
3 土地の場所
4 土地の面積
5 土地の開拓

備考  
 1 「(認定水の占用の許可)」については、第、第一、第二、第三、第四地を記載する等ため記載する各項目について記載すること。  
 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請については、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを記載すること。

表2-3

1 河川の名称
2 採取の目的
3 採取の場所及び範囲
4 河川の流量の種類及び数量
5 採取の方法
6 採取の期間

備考  
 1 土石の採取にあつては、そのとおりとすること。  
 ① 「(採取の目的)」に、そのとおりとすること。  
 ② 「(採取の場所)」に、そのとおりとすること。  
 ③ 「(採取の方法)」については、抽水装置で又は機械装置等を用いてするものにして、機械装置等を用いてする。  
 ④ 「(採取の期間)」に、認定した河川の漁業物の制限の期間で記載すること。  
 2 河川の水質汚染の防止等の措置については、河川の水質汚染の防止等の措置を行すこと。  
 3 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。  
 4 地質水利用許可申請水利用の件、認定水及び地盤の占用が最大限縮束り及び縮束りの範囲内に記載すること。

【2.6.4】

(工作物の新規、改修、廃却)

- 1 河川の名前
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名前又は種類
- 5 工作物の機能又は能力
- 6 工作物の施工方法
- 7 工期
- 8 施用範囲
- 9 行為の期間

**備考**

1. 在工作物の新規、改修、廃却の箇所には、該当するものを記載すること。  
2. 河川や河港以外のもの等の種類に基づき管理する上位に記する工作物の新規、改修、廃却の事項については、該当する工作物の新規、改修、廃却の箇所に記載すること。  
3. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

【2.6.5】

(土地の新規の変更、竹木の収穫、竹木の改修)

- 1 河川の名前
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

**備考**

1. 「竹木の収穫の実況、竹木の新規、竹木の改修」の箇所には、該当するものを記載すること。  
2. 「行為の内容」の欄について、次のとおりとする。  
(1) 竹木の収穫及び行為に係る竹木の量、種類、切合その他の行為の種類及び量又は量又は量の算出方法を記載すること。  
(2) 竹木の新規及び行為に係る竹木の量、種類、切合その他の行為の種類及び量又は量の算出方法を記載すること。  
(3) 竹木の改修及び行為に係る竹木の量、種類、切合その他の行為の種類及び量又は量の算出方法を記載すること。  
3. 「行為の内容」「行為の方法」については、次のとおりとする。  
(1) 竹木の収穫及び行為に係る竹木の量、種類、切合その他の行為の種類及び量又は量の算出方法を記載すること。  
(2) 竹木の新規及び行為に係る竹木の量、種類、切合その他の行為の種類及び量又は量の算出方法を記載すること。  
4. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

【2.6.6】

(竹木の収穫)

- 1 河川の名前
- 2 行為の目的及び施設及び数量
- 3 行為の方法
- 4 用途の区分における竹木の収穫の方法

**備考**

1. 「竹木の収穫の実況」については、竹木をその量を分け玉ごとに分離し、その分離ごとの量を記載すること。  
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

【2.6.7】

(竹木の新規)

- 1 物件の新規
- 2 河川の名前及び済浄の面積
- 3 行為の目的
- 4 行為の場所及び竹木の量及び数量
- 5 行為の期間

**備考**

1. 「竹木の新規の実況」については、土、洋物、各種その他が被り件に付着しているものの量を二つに分離し、その分離ごとの量を記載すること。  
2. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

【2.6.8】

(竹木の改修)

- 1 河川の名前及び種類又は種別の面積
- 2 種種の改修の目的
- 3 物件の種類及び数量
- 4 改修の方法
- 5 改修の場所及び面積
- 6 清水は改修のおそれのある場合における期間

**備考**

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

【2.6.9】

(竹木の廃却)

- 1 河川の名前及び種類又は種別の面積
- 2 種種の廃却の目的
- 3 物件の種類及び数量
- 4 廃却の方法
- 5 廃却の場所及び面積

**備考**

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で記載すること。

別記様式第八の一の二	
契 約 書	
船舶所有者及び他の使用者は、岡川法第2条の4(船)から第10条までに該当しない者であることを認めたまこと。年 月 日	
申請者 氏名 _____	

別記様式第八の一の二	
岡川航行令第16条の2第3項の規定に基づき、○○門の通航方法を次のようになります。ただし、この通航方法の施用者は、年 月 日から適用する。	
一、航行しないこと。 二、前回開港時に進入した舟又は小艇は〇〇メートル以上の間隔を保って進入すること。 三、開港ゲートの開閉が定した後出入すること。	

別記様式第八の一の二	
内 木 伸 出 執 出 事 年 月 日	
基出人住所 氏名又は名称	
岡川航行令第16条の2第3項の規定により、次のとおり施行します。	
1. 外水を神出しうつて右岸の本郷及び外水 2. 外水を神出しうつて左岸の本郷 3. 外水の神出方法及び期間 4. 船出しうつて右岸の本郷 5. 船出しうつて左岸の本郷 6. 船出しうつて右岸の本郷の停泊の方法	

**第1項**  
 1. 基出人の基出人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2. 「第 1 項」の欄間に右岸の本郷又は左岸の本郷の名称を記載すること。  
 3. 「外水を神出しうつて右岸の本郷」とは、岡川の河口の河床面及び岡川の左右岸の別河口を離すこと。  
 4. 「外水を神出しうつて左岸の本郷」とは、岡川の河口の河床面及び岡川の右岸の別河口を離すこと。  
 5. 「外水の神出方法及び期間」とは、シップ運送による開港時間の制限、開港日の定期開港運送の開港時間及び開港時間及び開港時間の規制を記載すること。  
 6. 「船出しうつて右岸の本郷」とは、右岸の本郷の河床面及び右岸の本郷の規制を記載すること。  
 7. 「船出しうつて左岸の本郷」とは、左岸の本郷の河床面及び左岸の本郷の規制を記載すること。  
 8. 「船出しうつて右岸の本郷の停泊の方法」とは、右岸の本郷の停泊の方法を記載すること。  
 9. 「船出しうつて左岸の本郷の停泊の方法」とは、左岸の本郷の停泊の方法を記載すること。  
 10. 「開港ゲートの開閉の定め」とは、開港ゲートの開閉の定めを記載すること。  
 11. 「開港ゲートの開閉の定めの実施」とは、開港ゲートの開閉の定めを実施すること。  
 12. 「開港ゲートの開閉の定めの実施の終了」とは、開港ゲートの開閉の定めの実施を終了すること。  
 13. 「開港ゲートの開閉の定めの実施の終了の日」とは、開港ゲートの開閉の定めの実施を終了した日を指すこと。  
 14. 「開港ゲートの開閉の定めの実施の終了の日以後」とは、開港ゲートの開閉の定めの実施を終了した日以後の期間を指すこと。  
 15. 「開港ゲートの開閉の定めの実施の終了の日以後の期間」とは、開港ゲートの開閉の定めの実施を終了した日以後の期間を指すこと。

別記様式第八の一の二	
内 木 伸 出 執 出 事 年 月 日	
基出人住所 氏名又は名称	
岡川航行令第16条の2第3項の規定により、次のとおり施行します。	
1. 外水を神出しうつて右岸の本郷 2. 外水を神出しうつて左岸の本郷 3. 外水の神出方法及び期間 4. 船出しうつて右岸の本郷 5. 船出しうつて左岸の本郷 6. 船出しうつて右岸の本郷の停泊の方法	
第2項	
内 木 伸 出 執 出 事 年 月 日	
基出人住所 氏名又は名称	
岡川航行令第16条の2第3項の規定により、次のとおり施行します。	
1. 外水を神出しうつて右岸の本郷 2. 外水を神出しうつて左岸の本郷 3. 外水の神出方法及び期間 4. 船出しうつて右岸の本郷 5. 船出しうつて左岸の本郷 6. 船出しうつて右岸の本郷の停泊の方法	
第3項	
内 木 伸 出 執 出 事 年 月 日	
基出人住所 氏名又は名称	
岡川航行令第16条の2第3項の規定により、次のとおり施行します。	
1. 外水を神出しうつて右岸の本郷 2. 外水を神出しうつて左岸の本郷 3. 外水の神出方法及び期間 4. 船出しうつて右岸の本郷 5. 船出しうつて左岸の本郷 6. 船出しうつて右岸の本郷の停泊の方法	

姓名	
性别	

別記様式第十一

工作物一時使用承認申請書	
年 月 日	
期	
申請者 住 所 ふくしま 氏 名	
次のとおり河川法第 条の承認を申請します。	
1 河川の名称	
2 工作物の名称又は種類	
3 使用しようとする工作物の部分	
備考	
1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 「第 条」の欄には、特許文書を記載すること。	

別記様式第十二

地 权 采 繕 菓	
年 月 日	
期	
提出人 住 所 ふくしま 氏 名	
第 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 河川の名称	
2 事業者人 住 所 ふくしま 氏 名	
3 申請の年月日	
4 本権に関する事項	
5 特可権の年月日及び番号	
6 特可権の内容及び条件の概要	
備考	
1 申請人又は被申請人が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 「第 条」の欄には、特許文書を記載すること。 3 「本権に関する事項」の記載については、承認の原因及び承認した地位の内容を詳記すること。	

別記様式第十三

權 利 請 求 采 繕 申 請 書	
年 月 日	
期	
申請者 陳り渡そうとする者 住 所 ふくしま 氏 名	
請り受けようとする者 住 所 ふくしま 氏 名	
次のとおり河川法第 条の承認を申請します。	
1 河川の名称	
2 陳渡しようとする権利の内容	
3 特可権の年月日及び番号	
4 特可権の内容及び条件の概要	
備考	
1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 「第 条」の欄には、特許文書を記載すること。	

別記様式第十三

真 定 申 請 書	
河川申請者 住 所 ふくしま 氏 名	
相 手 方 住 所 ふくしま 氏 名	
河川法第 条の規定による真定が成立しないので、下記に記し、真定を申請します。	
記	
1 真定の事項	
2 真定の権利の見取りり及びその内容	
3 真定の他事項	
4 その他参考となるべき事項	
年 月 日	
真定申請者 住 所 ふくしま 氏 名	
期	
備考	
1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 「第 条」の欄には、特許文書を記載すること。 3 「真定の権利の見取りり及びその内容」については、権利の基準を明らかにするもの。 4 「真定の他事項」については、真定の方法及び真定の結果を明確に記載すること。 5 「真定の権利」については、権利の説明のために、基準が成り立たない事項を明かにすること。	

別記様式第十四

34cm×160cm	
左側	右側

別記様式第十五

別記様式第十五の二

記入用紙式第二の二		【登録試験の名前】合格証明書	
氏 名	年 月 日	年 月 日	
生 年 月 日	この者は、法施行後第百二十一条の二第一号の規定に基づく登録試験に合格した者であることを証します。		
性 别	年 月 日	年 月 日	
登録試験の名称	年 月 日	年 月 日	
文 句	年 月 日	年 月 日	
合 格 証 明 書 番 号	登録試験実施機関 登録番号 第 ( ) ( )		

別記様式第十五の三

別刷式第5号の二		(登録研究の名)終了証書			
氏 名		年 月 日		年 月 日	
生 年 月 日					
この者は、岡川信一郎は別刷第277号の二第2号の規定に基づく登録研究を終了した者であることを記す。					
登録研究終了年月日		年 月 日		年 月 日	
交 約 年 月 日					
終了証明書番号		第 第		登録特許実業機関 (登録番号)	

## 別記様式第十六

別記様式第十六の二

管理主付持者欄	
年	月
施	提出人 姓、氏 ふりがな 名
河川法第 条の規定により、次のとおり届け出る。	
河川の名 称	
管理するダム	名、姓
ダムの位置	地名
ダムの高さ	メートル
ダムの幅	メートル
ダムの形状	形
ダムの年数	年
ダムの耐用年数	年
ダムの年々平均流量	立方メートル
ダムの年々平均水位	メートル
備考	

備考  
 1. 提出人の個人である場合は、氏名は、その個人の本名及び代表者の名前を記載すること。  
 2. 「施」欄には、施設名、施設番号を記載すること。  
 3. 「年」欄には、年次、年名及び学科を記入し耐用年数を記載すること。  
 4. 「範囲」の欄には、主要な範囲を記載すること。

## 別記様式第十六の二

別記様式第十六の二

特別水利使用承認申請書	
年	月
施	申請者 特別水利使用を行ひける者 姓 ふりがな 名
特別水利使用を受けける者 姓 ふりがな 名	
特別水利使用の内容 年 月 日	
上記申請について承認する。 年 月 日	
官職名	

備考  
 1. 申請者及び受け取れる場合においては、氏名は、その個人の本名及び代表者の名前を記載すること。  
 2. 「施」欄には、施設名に記載すること。

## 別記様式第十六の三

別記様式第十六の三

保管工作物一覧簿					
整理番号	保管した工作物 名称又は 種類	形状又は特徴	保管した工作物 が放置されてい た場所	説明した年月 日時	保管を始めた 年月日時

## 別記様式第十六の四

別記様式第十六の四

返還書	
年	月
施	返還を受けた者 姓 ふりがな 名
下記のとおり工作物発送の返還を受けました。	
返還を受けた者 姓 ふりがな 名	

備考  
 用紙は、日本通商規格AAAの寸法のものとする。

別記様式第十七		(四)
通 告		
身 分 証 明 書		
住 所 ムキヨウ 氏 名 ジメイ		
職 名 シヨクメイ		
上記の者は、同川決済 条の規定により命ぜられた同川監理員であることを知る。		
發 行 日 月		
有 效 期 限		
任 意 署		
□		

上記の結果、西川は約 70% の確率で手を叩くが、内六郎は約 50% の確率で手を叩く。

發行年月日

第 3 页

任务栏

2

備考 「第一条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第十八	
(三)	
署 名	
身 分 証 明 書	
住 所 ムキヨコ 氏 名 職 名 年令	
上記の者は、河川法第 条の規定による加入検査をすることができる者であることを 証する。	
発行 年 月 日	
有 關 部 類	
任命權者	
印	

上記の者は、河川法第 一条の規定による立入検査をすることができる者であることを

卷后记

第 3 页

16

8

(B)

川内町役場

[許可申請等の手続の報告書の提出及び入見検査]

第7条 国文山支所又は川内町役場は、この規則を実施するため必要がある場合においては、前項の規定に依らず、川内町役場の職員が、その職務の範囲内に於ける所定の事務所にて、被申請者等の申請手続の手續の進行状況の監視並びに、被申請者等の申請手續を行なうための要件の確認を行つて、その規則に依拠するに依る被申請者の申請手續の進行状況を監視する者は、(以下「監視官」といふ)とし、川内町役場の職員は、(以下「監視係」といふ)。

1 監視官の職務は、工事その他の行為の状況や工作物、被申請者等の必要とする物を被検査することができる。

2 前項の規定により入見検査をする職員は、その手元に示す被検査者拂書と、闇記入欄に記入しておけられぬ。

3 被検査の規定による立入検査の権限は、被検査のため被められものとし得てはならない。

備考 「第一条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記式様式十九		(四)
第 二 号		
年 分 細 明 書		
住 所		
大字・町名		
氏 名		
職 名		年分
上記の者は、河川本権 条の規定により、他の人の所有する土地に立ち入ることができる者であることを證する。		
發 行 年 月 日		
有 效 期 限		
任向(委任)権者		
印		

出 席 簿		年 月 日
届 出 簿		
届出人 住 所 セイ ミセイ 氏 名		
書類の規定により、他のとおり記入出す。		
事業の沿革		
事業の種別		
登 号	日本水の会	
登 号	セイ ミセイ	
登 水 号	新規	
登 水 資 格		
主たる事務所の所在地(都道府県)、主たる事務所の名称(会社名等)、会社組織、地図		
行 政 机 関		
監 督		

7 「工作物及び土地の占用」の欄には、流水の占用のための工作物について記載するら  
とし、同欄に「占用面積」の欄には、同区域内の土地の河川管理者以外の者が各  
権種に基づき管理する土地を除く、「の面積を記載すること。

8 「行政区分の地図」の欄には、流水の右岸に開示し、同区域防災、都道府県の管轄  
のための合意によってある区域、河川系の地盤を合併してある場合に付いては、あわ  
せて記載すること。